

「消費者基本計画工程表」改定素案に対する意見書（パブリックコメント）

全国青年司法書士協議会

会長 広瀬 隆

東京都新宿区四谷 2-8 岡本ビル 505 号

TEL03-3359-3513 FAX03-3359-3527

E-mail info@zenseishi.com

URL <http://www.zenseishi.com/>

私たち全国青年司法書士協議会は、全国の青年司法書士約2700名で構成する「市民の権利擁護及び法制度の発展に努め、もって社会正義の実現に寄与すること」を目的とする団体である。

当協議会は、かねてより消費者トラブル・多重債務問題に関して被害回復・被害予防の取り組みを行っているが、「消費者基本計画工程表」改定素案について、以下の通り意見を述べる。

1 施策番号3（1）②（52ページ）特定商取引法の見直しの項目に次期法改正に向けた検討内容として「事前拒否者への勧誘禁止」を明記するとともに、そのスケジュールを明記することが必要である。

昨年成立した改正特定商取引法においては、訪問販売・電話勧誘販売における事前拒否者への勧誘禁止（いわゆる不招請勧誘規制）については見送られている。高齢者の消費者被害の防止を行うには不可欠の規制であり、明確な検討課題とし、早期の実現に向けてスケジュールを策定すべきと考えられる。

2 施策番号5（1）⑨（133ページ）多重債務問題改善プログラムについて、貸金業者が保証会社となる銀行等のカードローンが総量規制の対象となっていないことを明記するとともに、金融庁と協調し、銀行カードローン問題の解消に向けた具体策を検討することを明記することが必要である。

施策の中で、3）多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化が挙げられているが、昨今、個人向け銀行カードローン残高の大幅増加に伴い、貸金業法成立以降、これまで減少し続けてきた自己破産申立件数が増加に転じたことが問題になっている。こうした状況を踏まえ、多重債務問題の抜本的解決のために、貸金業者が保証会社となる銀行等カードローンが総量規制の対象となっていないことを明記し、金融庁と協調し、銀行カードローンに対する総量規制など新たな規制を創設する等の問題解消に向けた具体策を検討すべきであると考えられる。

**3 施策番号5 (3) ① (144ページ) 越境消費者トラブルへの対応の強化について、
日本における登記を備えずに日本国内で営業行為をしている海外事業者の実態把握と取
り締まりを行っていくべきである。**

外国の法令に基づいて設立された法人、いわゆる外国会社は、日本において登記をしなければ、日本において取引を継続してすることができない（会社法818条1項）。本規程により、日本において外国会社との間で紛争を生じた者について、日本国内に紛争処理の相手方がいるようにし、外国会社を相手方とする訴えの提起を日本国内ですることができるようになることが担保される。

しかし、日本国内でインターネットHP等で顧客を誘引するなど、明らかに日本において営業行為を行っているにもかかわらず、日本の登記を備えていない外国会社も存在する。こうした事業者については、消費者との間で紛争が生じた場合も、消費者が事業者に対する訴えを容易に行うことができず、泣き寝入りをせざるを得なくなることも多い。

越境消費者トラブルへの対応の強化を掲げるのであれば、こうした状況に対する実態を把握し、日本における登記を備えずに日本国内で営業を行う海外事業者について、取り締まり等の措置を講じていく必要があると考える。